	F 4 月 1 日	守県民税 ^{™™} 			- 捺	印してく	ください	
+1X 2 6 +	川島町長殿	ı. K	整理番号				JL	
	埼玉県比企郡川島町大字下 八ツ林870番地1		フリガナ	カワジ			$\stackrel{\sim}{\sim}$	
住 所			氏 名	川島	太郎	3	印	
			個人番号	1 2	3 4 5	6 7	8 9	0 1 6
			性別		男	<u> </u>	女	<u>^</u>
電話番号	049-297-1811		生年月日	明・大 昭・平	55.	3 · 3 1		きさい
	」欄には、 人 なたの			 定の個人を	識別する7	きめの番	号の利用	<u></u>
ご関する法	津第2条第 項に規	見定する個人番号を	個人番号	(マイナ	ンバー)	を記入	してくが	どさい
内の項目 ださい	を主く記入し	対する寄附金につ 告の特例(以下「 載してください。	oいて、地方税 申告の特例」。	!法附則第 という。)	7条第1 の適用を	項(第 8 受けよう	項) の規 とすると	見定に
	:記に記載した内容に 請事項変更届出書を			象年の翌	年の1月1	0 日まで	に、申告	特
各号 該当 くな	告の特例の適用を多のいずれかに該当すする場合にあってにります。 での場合にあってはります。 での場合と	ける場合には、申告 は、同号に係るもの	日特例対象年に)に限る。)につ 第四な呼ばる	支出したst かて申告 ためには	全ての寄附 の特例の適 当該実際	金(同項 通用は受り	第 4 号に けられな 除に関す	
华田 左	本に対する寄附	に関する車項	П					
	大(アン) 3 の 町山	に因りつず気						
	寄附年月日		V	-	寄附金額			
平成	寄附年月日 28 年4月			-	寄附金額	10,	000	円
申告の物		月 1 日 関する事項 5ための申請は、(確 当すっ <mark>であ</mark>	定申告及び る場合のみ	作民税	申告の提	出が不要な
. 申告の報 申告の報 び②に該	文 28 年 4 月 つ特例の適用に F例の適用を受ける 当する場合、それ	月 1 日 関する事項 ための申請は、(ぞれ下の欄の□に	チェックをし	確 であ てくたさ	定申告及で る場合の <i>そ</i> い。	が住民税	申告の提	出が不要な
. 申告6 申告の報 び②に該	文 28 年 4 月 28 年 4 月 28 年 4 月 29 円 39 円	1 日 関する事項 ための申請は、(ぞれ下の欄の□に 51項 (第8項) (チェックをし	確であ てくたさ	定申告及びる場合のみ い。	が住民税 サ チェッ ある	申告の提クしてく	出が不要なださい
申告の 申告の報 び②に該① 地方	文 28 年 4 月 つ特例の適用に F例の適用を受ける 当する場合、それ	月 1 日 関する事項 ための申請は、(ぞれ下の欄の□に 51項 (第8項) (第1項 (第8項) (チェックをし	確であ てくたさ	定申告及びる場合のみ い。	が住民税 サ チェッ ある	申告の提クしてく	出が不要なださい
 申告の報び②に該 ① 地方 	文 28 年 4 月 つ特例の適用に ・例の適用を受ける 当する場合、それ・ 税法附則第7条第 地方税法附則第7条 と見込まれる者をい は古田体に対する寄	関する事項 ための申請は、(ぞれ下の欄の□に 51項 (第8項) (第1項 (第8項) (第1項 (第8項) (第1項 (第8項) (第1項 (第8項) (チェックをし こ規定する申告 に規定する申告 年分の所得税に	確であ であてくたさ 告特例対象を 特例対象を	定申告及びる場合の かい。 空寄附者で で附者とは、	が 住民税 サチェッ ある (1)及び(2)	申告の提 クしてく 2)に該当す 質の規定に	出が不要なださい
 申告の報び②に該 ① 地方 (1) も (2) も (3) も (4) も (5) も (5) も (6) も (7) も 	文 28 年 4 月 つ特例の適用に 所の適用を受ける 当する場合、それる 税法附則第7条第 地方税法附則第7条 と見込まれる者をい 地方では、対する寄 はは出する義 提出する義	月 1 日 関する事項 ための申請は、(ぞれ下の欄の□に 51項 (第8項) (第1項 (第8項) (います。	チェックをし こ規定する申告 に規定する申告 年分の所得税に	確であ であてくたさ 告特例対象を 特例対象を	定申告及びる場合の かい。 空寄附者で で附者とは、	が 住民税 サチェッ ある (1)及び(2)	申告の提 クしてく 2)に該当す 質の規定に	出が不要なださい
. 申告の 申告の報 び②に該 ① 地方	文 28 年 4 月 つ特例の適用に 例の適用を受ける 当する場合、それる 税法附則第7条第 地方税法附則第7条 と見込まれる者をい 地方ではに対する寄 提出する義 ・サイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	月 1 日 関する事項 ための申請は、(ぞれ下の欄の□に 51項 (第8項) (第1項 (第8項) (第1項 (第8項) (第1項 (第8項) (第1項 (第8項) (第1項 (第8項) (ではます。 所金を支出する年の 務がない者又は同法	チェックをし こ規定する申告 に規定する申告 年分の所得税に 第 121 条 (第 1 22年の 4 月 1 日	確であ であ で たさ に き 特例対象 特例対象 1 項ただし	定申告及びる場合のみい。 急寄附者で 所者とは、 非税法第124 書を除く。	が住民税 サチェッ ある (1)及び(2 0 条第 1 ¹ 0)の規定の	申告の提 クしてく 2)に該当す 項の規定に 適用を受 請で寄附	ださい
. 申告の 申告の で②に該 ① 地方 ① 地方 (1) も 3 3 5 5 5 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	文 28 年 4 月 つ特例の適用に 例の適用を受ける 当する場合、それる 税法附則第7条第 地方税法附則第7条 と見込まれる者をい 地方ではに対する寄 提出する義 ・サイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	月 1 日 関する事項 ための申請は、(ぞれ下の欄の□に 51項(第8項)(条第1項(第8項)(条第1項(第8項)(所金を支出する年の 務がない者又は同法 附金を支出する年の 金に係る寄附金税額	チェックをしこ規定する申告に規定する申告年分の所得税に第121条(第1翌年の4月1日理控除の控除を受	確であった。 古すくたさ 古特例対象を 特例対象を ついてだし 1の原数が	定申告及で る場合のみ い。 等所者とは、 等税法第12 書を除く。 ンストップ 年間で「ほ	が住民税 サチェッ ある (1)及び(2 0 条第 1 平 0)の規定の プ 特例申 5 自治体	申告の提 クしてく 2)に該当す 頃の規定に う適用を受 請で寄附 」	出が不要なださい
 申告の報び②に該 ① 地方 る は まる る よい まる る よい まる です 税 	文 28年4月 の特例の適用に 特例の適用を受ける 当する場合、それ・ 税法附則第7条第 地方税法附則第7条第 と見込まれる者をい ははに対する寄 提出する義 特例の に対する寄 に対する寄 に対する寄 に対する寄 に対する寄	月 1 日 関する事項 ための申請は、(ぞれ下の欄の□に 51項(第8項)(条第1項(第8項)(条第1項(第8項)(所金を支出する年の 務がない者又は同法 附金を支出する年の 金に係る寄附金税額	チェックをしこ規定する申告に規定する申告年分の所得税に第121条(第1翌年の4月1日理控除の控除を受	確であった。 古すくたさ 古特例対象を 特例対象を ついてだし 1の原数が	定申告及で る場合のみ い。 等所者とは、 等税法第12 書を除く。 ンストップ 年間で「ほ	が住民税 サチェッ ある (1)及び(2 0 条第 1 平 0)の規定の プ 特例申 5 自治体	申告の提 クしてく 2)に該当す 頃の規定に う適用を受 請で寄附 」	出が不要なださい
 申告の 市告の で 取力 は よ よ よ よ み が み し 	文 28 年 4 月 2 日 4 日 5 日 5 日 6 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7	関する事項 ための申請は、(ぞれ下の欄の□に 第1項(第8項)(第1項(第8項)(第1項(第8項)(第1項(第8項)(所金を支出する年の 務がない者又は同法 附金を支出する年の 金に係る寄附金税額 該申告書の提出がさ	チェックをし こ規定する申告 に規定する申告 年分の所得税に 第 121条(第 1 2翌年の4月1日 翌年の22年の24年の2年 3年の24年の2年 3年の24年の2年 3年の24年の2年 3年の24年の24年 3年の24年 3年の24年 3年の24年 3年の24年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3	確なでしたされる。 音がないでは、 特例対象を もの項をだしてがない。 ものはされる。	定申告及びる場合のみい。 会寄附者とは、 学科となる。 学科となる。 学科となる。 学科となる。 学科となる。 学科となる。 学科をなる。 ・ 学科をなる。 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ ・ 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	が住民税 サチェッ ある (1)及び(1) 0 条第1 ¹ 0の規定の プ 特自治 ウ	申告の提 クして 2)に該当 す で り 適用 で 以 て だ だ し て く	出が不要な ださい た さけ をするも見込 ささい
 申告の 市告の で変に むり はり なり なり です 税し 	文 28 年 4 月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	関する事項 ための申請は、(ぞれ下の欄の□に 第1項(第8項)(第1項(第8項)(第1項(第8項)(第1項(第8項)(所金を支出する年の 務がない者又は同法 附金を支出する年の 金に係る寄附金税額 該申告書の提出がさ	チェックをし こ規定する申告 に規定する申告 年分の所得税に 第 121条(第 1 2翌年の4月1日 翌年の22年の24年の2年 3年の24年の2年 3年の24年の2年 3年の24年の2年 3年の24年の24年 3年の24年 3年の24年 3年の24年 3年の24年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3	確なでしたされる。 音がないでは、 特例対象を もの項をだしてがない。 ものはされる。	定申告及びる場合のみい。 会寄附者とは、 学科となる。 学科となる。 学科となる。 学科となる。 学科となる。 学科となる。 学科をなる。 ・ 学科をなる。 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ ・ 学者をなる。 ・ 学者をなる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	が住民税 サチェッ ある (1)及び(1) 0 条第1 ¹ 0の規定の プ 特自治 ウ	申告の提 クして 2)に該当 す で り 適用 で 以 て だ だ し て く	出が不要なださい
 申告の報び②に該 ① 地方 も該当づ です 税し ② 地方 (注) 地方 	文 28 年 4 月 1 に 3 に 3 に 4 に 6 に 6 に 6 に 6 に 6 に 6 に 6 に 7 条 第 で 7 条 第 で 8 に 7 条 を 8 に 7 条 を 8 に 7 条 を 8 に 7 条 を 8 に 7 条 を 8 に 7 条 を 8 に 7 条 を 8 に 7 条 を 8 に 7 条 を 8 に 7 条 を 8 に 7 条 を 8 に 7 条 を 8 に 7 条 を 8 に 7 条 を 8 に 7 条 を 8 に 7 を 8 に 7 条 を 8 に 7 条 を 8 に 7 条 を 8 に 7 を 8 に 7 条 を 8 に 7 を	関する事項 ための申請は、(ぞれ下の欄の□に 「1項(第8項)(第1項(第8項)(第1項(第8項)(第第1項(第8項)(一次の表がない者又は同法 附金を支出する年の 務がない者又は同法 附金を表出する年の 金に係る寄附金税額 該申告書の提出がさ 第2項(第9項)(第2項(第9項)(チェックをしこ規定する申告に規定する申告年分の所得税に第121条(第1翌年の4月1日理控除の控除を受されたものとみなこ規定する要件に規定する要件に規定する要	確 で あ さ に さ さ に さ は す く に さ が る は さ さ ま さ に さ は に さ に さ に さ に さ に さ に さ に さ に さ	定申告及びる場合の が。 マキ	が住民税 サチェッ ある (1)及び(: 0条第1 ¹ のの規定の 7特自治 体 る な、この	申告の提 く 2)に該当 定受 所でだ で以て まっ	出が不要なださい
 申告の数 ① 地方 ③ もまっす 税し ② 地方 ② (注) 特別 	文 28 年 4 月 7 特例の適用に ・例の適用を受ける ・当する場合、それ・ ・税法附則第7条第 ・地方税法附則第7条第 ・と見込まれる対する。 ・およい対する。 ・はませば、 ・大力する。 ・大力な。 ・大力な ・大力な ・大力な ・大力な ・大力な ・大力な ・大力な ・大力な ・大力な ・大力	関する事項 ための申請は、(ぞれ下の欄の□に 第1項(第8項)(第1項(第8項)(第1項(第8項)(第1項(第8項)(第1項(第8項)(第1項(第8項)(第2項(第9項)(第2項(第9項)(第2項(第9項)(チェックをし こ規定する申告に規定する申告に規定する申告に第 121条(第 121条(第 122年の4月1年製作のをある)を表する要に規定する要に規定する要に規定する要に規定する要に規定する要に規定する要に対します。	確あ でたさ 特例対象を つい項ただ の の は さされ も でた でた の 対象を でた でた の 対象を の の の で た う い う に う は う は う さ さ さ さ き さ き さ き さ き き き き き き き き き	定申告及びる場合のみ い。 会寄附者とは、 静税を除く。 ン年場合の かでは、 12 13 14 15 16 17 17 17 18 19 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	が住民税 かチェッ ある (1)及び(2 0 条 規定の の 特 自 治 ウ この に この に に この に に で に で に で に で に で に で に で に で に で	申告の提く 2) に該 類を 寄下く ・	出が不要な ださい まけ をあるい も め り も め も も も も も も も も も も も も も も も
 申告の数 ① 地方 ももトす ② は、 地方 ② (注) 特の 	文 28 年 4 月 1 1 2 8 年 4 月 2 8 日 2 8 年 4 月 2 8 日 2	月 1 日 関する事項 ための申請は、(ぞれ下の欄の□に 51項(第8項)(第1項(第8項)(第1項(第8項))(第1項(第8項)(第1項(第8項)(第1項(第8項)(第1項(第8項)(第1項(第8項)(第1項(第9項)(第1項(第9項)(第12月31日の 3と見込まれる者	チェックをし こ規定する申告に規定する申告に規定する申告に第 121条(第 121条(第 122年の4月1年製作のをある)を表する要に規定する要に規定する要に規定する要に規定する要に規定する要に規定する要に対します。	確あ でた対射 を でた対射 ないでは、 対対 でたがする はいででは、 対対 でただ 数れ 数れ 数れ がでは、 数れ ができる。 はいの では、 はいの 数れ ができる。 はいの はい。 はいの はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。	定申告及びる場合の る場合の でである。 本語をおります。 本語の でである。 ででは、 12: 本語の でである。 などでの でである。 などでの でである。 などでの などでの などでの などである。 などの	が住民税 か	申 告 のでした。 は	出が不要な ださい た は け するい の も 方 も も も も も も も も も も も も も も も も も

受付団体名

殿

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

太郎

川島

住 所

氏 名